

平成 31 年度公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業に係る
提案募集実施要領

1 趣 旨

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「本学」という。）工学部及び薬学部新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業者選定に当たり、価格や製品の性能、ノートパソコンの障害等に対する支援体制などを総合的に評価し、本学の求める事業内容に最も合致した事業者を工学部及び薬学部ともに選定するため、提案を下記の通り募集します。

この要領は、本学の新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業に係る提案募集に関して、参加資格のある者が企画提案を行うために必要な事項を定めます。

2 事業概要

(1) 事業名

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業

(2) 事業内容

別紙「平成 31 年度公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学新入生用斡旋ノートパソコン販売委託事業仕様書」のとおり

3 スケジュール

期 日	項 目
平成 31 年 1 月 7 日 (月)	実施要領などの公表
平成 31 年 1 月 7 日 (月) ～ 1 月 18 日 (金)	参加表明書受付期間
平成 31 年 1 月 23 日 (水)	参加資格審査の結果通知
平成 31 年 1 月 7 日 (月) ～ 1 月 18 日 (金)	質問受付期間
平成 31 年 1 月 25 日 (金) ～ 1 月 31 日 (木)	提案書受付期間
平成 31 年 2 月上旬	選定結果通知
平成 31 年 2 月中旬	契約 (予定)
平成 31 年 4 月中旬	販売開始

4 参加資格

本件提案募集に参加する資格を有する者は、委託業務を適格に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 本業務と同様の業務について、一定の納入実績があり、業務実績書を提出できること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 7 年法律 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者でないこと。

5 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式 1）
 - ② 業務実績書（様式 2）
- (2) 提出方法 持参又は書留による郵送
- (3) 提出期日 平成 31 年 1 月 18 日（金）午後 5 時必着
- (4) 提出先 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学学術情報システム課
〒756-0884 山陽小野田市大学通一丁目 1 番 1 号

6 参加資格審査の結果通知

参加申込書受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を平成 31 年 1 月 23 日（水）に通知します。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問提出方法
本実施要領及び仕様書に関する質問は、学術情報システム課
(jyouhou@admin.socu.ac.jp) に電子メールで送信してください。（様式任意）
- (2) 質問受付期限
平成 31 年 1 月 18 日（金）午後 5 時まで
- (3) 回答方法
平成 31 年 1 月 23 日（水）までに適宜参加者全員に電子メールで回答します。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（規格：A 4 版両面印刷）

- ① 提案書（様式任意）：1 参加者につき学部ごとに 3 機種まで提案可能
- ② 参考見積書（様式任意）
- ③ 業務内容等が分かるパンフレット等
- ④ 委任状（支店・営業所の長に契約締結等の権限を委任している場合）

(2) 提出方法 5 (2) に同じ

(3) 提出期限 平成 31 年 1 月 31 日（木）午後 5 時必着

(4) 提出先 5 (4) に同じ

(5) 提出部数 9 部（正本 1 部、副本 8 部）

9 選定方針等

(1) 選定方針

委託業者の選定は、提出書類に基づいて本学にて審査を行い、本体の提供価格、提案機種、保守・サポート体制等を総合的に評価し、学部ごとにそれぞれ決定します。

(2) 審査方法

あらかじめ設定した評価基準に基づいた審査及び必要に応じてヒアリングを行います。ヒアリングは平成 31 年 2 月 4 日（月）から 2 月 7 日（木）の期間で、電話若しくは電子メールにて行います。

(3) 選定結果

選定結果は、平成 31 年 2 月上旬にホームページにおいて選定結果の公表及びすべての参加者に書面により通知します。

10 契約に関すること

(1) 契約の締結

審査を経て決定された業者と交渉の上、随意契約を行います。なお、決定された業者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合、及び契約交渉の結果合意に至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合、選定結果により次点となった者と契約の交渉を行います。

(2) 契約締結に係る委託内容

決定業者から本提案募集において示された企画提案書及び参考見積書の内容を基本とします。

(3) 契約金額

決定業者から本提案募集において示された参考見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む）を基本とします。

11 その他

(1) 本提案募集の参加に必要な経費は、全て参加者の負担とします。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ① 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 虚偽の内容が記載されている場合
- ③ その他、審査委員会において不相当と認められた場合

(3) 選定結果についての異議申立ては受け付けません。

1 2 担当課・問い合わせ先

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
学術情報システム課

〒756-0884 山陽小野田市大学通一丁目1番1号

Tel: 0836-88-4509 (直) Fax: 0836-88-4554

E-mail: jyouhou@admin.socu.ac.jp

担当：八楸、飯島、佐藤